

コンビナート等保安規則

昭和61年12月13日通商産業省令第88号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p>第五章 保安検査及び定期自主検査 第一節 保安検査 （特定施設の範囲等）</p> <p>第三十四条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、告示で定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p> <p>2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事が行う保安検査は、一年（告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。</p> <p>一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面</p> <p>二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面</p> <p>◆追加◆</p> <p>3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から</p>	<p>第五章 保安検査及び定期自主検査 第一節 保安検査 （特定施設の範囲等）</p> <p>第三十四条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p> <p>2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。</p> <p>◆削除◆</p> <p>◆削除◆</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める製造施設にあつては、前項</p>

一年を経過した日（**前項の告示で定める製造施設にあつては、前項の告示で定める期間**を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け**又は行つた**ものとみなす。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け**又は行つた**ものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（**第二項の告示で定める製造施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の告示で定める期間**が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（**第二項の告示で定める製造施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の告示で定める期間**が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準

の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「**休止施設**」という。）にあつては、**当該製造施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。**

一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4 法第三十五条第一項本文の規定により、**第二項の保安検査**を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（**同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間**を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、**又は自ら行つた**ものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、**又は自ら行つた**ものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（**第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間**が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から

<p>に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。</p>	<p>一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>（協会等による保安検査証の届出等）</p> <p>第三十五条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する特定施設とする。</p> <p>2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第二項から第六項までの規定は、指</p>	<p>（協会等による保安検査証の届出等）</p> <p>第三十五条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する特定施設とする。</p> <p>2 前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第二項から第七項までの規定は、指</p>

<p>定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p> <p>5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた特定施設を有する事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p> <p>5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた特定施設を有する事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p style="text-align: center;">第二節 定期自主検査 (定期自主検査を行う製造施設)</p> <p>第三十八条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量は、ガスの種類にかかわらず、三十立方メートルとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備 (告示で定めるもの)を除く。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>3 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準 (耐圧試験に係るものを除く。)に適合しているかどうかについて、一年 (告示で定める設備にあつては、告示で定める期間)に一回以上行わなければならない。</p> <p>4 法第三十五条の二の規定により、特定製造者 (第二十三条第二項の規定により保安統</p>	<p style="text-align: center;">第二節 定期自主検査 (定期自主検査を行う製造施設)</p> <p>第三十八条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量は、ガスの種類にかかわらず、三十立方メートルとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備 (経済産業大臣が定めるもの)を除く。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>3 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準 (耐圧試験に係るものを除く。)に適合しているかどうかについて、一年 (経済産業大臣が定める設備にあつては、経済産業大臣が定める期間)に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数</p>

<p>括者を選任する必要のないものを除く。)は、同条の自主検査を行うときは、その選任した保安係員に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により、特定製造者は、同条の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をしたガス設備</p> <p>二 検査をしたガス設備の設備ごとの検査の方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行つた保安係員の氏名</p>	<p>で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</p> <p>4 法第三十五条の二の規定により、特定製造者（第二十三条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。）は、同条の自主検査を行うときは、その選任した保安係員に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により、特定製造者は、同条の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をしたガス設備</p> <p>二 検査をしたガス設備の設備ごとの検査の方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行つた保安係員の氏名</p>
<p>-その他-</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>様式 [省略]</p>	<p>様式 [省略]</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・一〇経産令三七）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
